

改正案	現行
<p style="text-align: center;">施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書（作成例）</p> <p>（略）</p> <p>（実施状況の報告）</p> <p>第8条 支援対象者は、第5条第3号に定める省エネルギー等対策推進計画の目標年度までの間、各事業年度の実施状況を、翌事業年度の9月10日までに、別紙様式第3号により協議会に報告するものとする。</p> <p>なお、省エネルギー等対策推進計画で掲げた燃料使用量の削減等の目標については、毎事業年度、実績に基づき目標の達成状況を報告するものとする。</p> <p>2 協議会は、前項の報告及び自らの実施状況を取りまとめ、交付等要綱第18、実施要領第6及び事業主体要領第14条により、事業主体に報告するものとする。</p> <p><u>3 事業参加者が事業主体要領第19条第5項に定める目標に取り組む場合にあっては、省エネ加速化特例取組計画の目標年度までの間、各事業年度の実施状況を、別紙様式第13号により支援対象者へ報告し、支援対象者は、その内容を確認の上、翌事業年度の9月10日までに取りまとめ、別紙様式第12号により協議会に報告するものとする。</u></p> <p><u>4 協議会は、前項の報告を取りまとめ事業主体に報告するものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>（補填金の交付）</p> <p>第18条 協議会は、事業主体要領第19条による事業主体からの通知を受けて、加入者に対する補填金の交付を行うものとする。この場合、事業主体が農産局長の承認を得て定める補填金単価に、加入者及びその事業参加者ごとの当該月の補填対象の燃料数量（購入実績数量に事業主体要領第19条第3項、<u>第4項又は第5項</u>に定める補填対象の割合を乗じた数量）を乗じて得た額を補填金として加入者に交付するものとする。</p> <p><u>ただし、事業主体要領第19条第5項の規定に基づき交付する補填金は、同条第3項本文又は第4項の規定に基づき当該月ごとに交付した上で、その差額を事業年度末に一括交付することができるものとする。</u></p> <p>2 協議会は、対象期間の当該都道府県下の平均気温等を踏まえ、事業主体要領第19条第3項ただし書きに基づき、事業年度当初の事業実施計画書において低温特例措置の対象とする気温測定地点を申し出るものとする。</p> <p><u>3 事業参加者は、事業主体要領第19条第5項に定める目標に取り組む場合にあっては、別紙様式10号による省エネ加速化特例取組計画を作成し、支援対象者へ申込を行い、支援対象者は、その内容を確認の上、これを取りまとめて別紙様式9号により協議会に承認を申請するものとする。</u></p> <p><u>4 協議会は、事業参加者が省エネ加速化特例取組計画において、施設園芸における燃料使用量</u></p>	<p style="text-align: center;">施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書（作成例）</p> <p>（略）</p> <p>（実施状況の報告）</p> <p>第8条 支援対象者は、第5条第3号に定める省エネルギー等対策推進計画の目標年度までの間、各事業年度の実施状況を、翌事業年度の9月10日までに、別紙様式第3号により協議会に報告するものとする。</p> <p>なお、省エネルギー等対策推進計画で掲げた燃料使用量の削減等の目標については、毎事業年度、実績に基づき目標の達成状況を報告するものとする。</p> <p>2 協議会は、前項の報告及び自らの実施状況を取りまとめ、交付等要綱第18、実施要領第6及び事業主体要領第14条により、事業主体に報告するものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（略）</p> <p>（補填金の交付）</p> <p>第18条 協議会は、事業主体要領第19条による事業主体からの通知を受けて、加入者に対する補填金の交付を行うものとする。この場合、事業主体が生産局長の承認を得て定める補填金単価に、加入者及びその事業参加者ごとの当該月の補填対象の燃料数量（購入実績数量に事業主体要領第19条第3項に定める補填対象の割合を乗じた数量）を乗じて得た額を補填金として加入者に交付するものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>2 協議会は、対象期間の当該都道府県下の平均気温等を踏まえ、事業主体要領第19条第3項ただし書きに基づき、事業年度当初の事業実施計画書において低温特例措置の対象とする気温測定地点を申し出るものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

<p><u>を、ヒートポンプ等の化石燃料を使用しない加温機（以下「省エネ機器」という。）を導入し、省エネ機器導入前の燃料使用量と比較して 50%以上削減する等の目標を掲げており、取組内容等からその達成が確実であると認められる場合は、省エネ加速化特例取組計画を承認し、当該支援対象者に別紙様式第 11 号により通知するものとする。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------

附則 この業務方法書の変更は、令和6年10月9日（事業主体の承認を受けた日）から施行する。